

委員会 審査結果報告



定例会中に開催された委員会の
審査や活動を報告します。

(各委員会で付託された議案の審議結果は 11 ページ)



山倉委員長



廣方副委員長



永水委員



田中委員



田中委員



中村委員

総務財政委員会

地域整備協議会条例を制定

嘉麻市地域整備協議会 条例

本案は、市内各地域の均衡ある活性化を目指し、地域特性をいかした地域整備のあり方等を協議することに伴い、嘉麻市地域整備協議会を設置するため、提案されたものです。

執行部より、この協議会

は、合併前の各庁舎周辺が相互に活性化され、今後のまちづくりの拠点として発展することが重要であるため、各地域の庁舎周辺を中心的な議論箇所と設定し、まちづくり、地域整備、支所のあり方などについて総合的に協議する予定であるとの説明がありました。

委員より、地域整備協議会の審査はどのように進めていくのかとの質問に対し、これまでに示してきた地域整備基本計画の骨子案、審議会の答申、ワークショップなどからの様々なご意見・ご提案を基

礎資料として提示するとともに、コンサルタントの専門的な知見を活用しながら進めていくとの回答がありました。

また、どのように地域住民の意見を吸い上げていくのかという質問に対し、従来から実施している広報誌やホームページへの掲載、また、行政区長会における説明、出前講座など様々な手法で実施していくとの回答がありました。

審査の結果、全会一致で可決しました。
※本会議では、全会一致で可決されました。



礎井庁舎



嘉穂庁舎



山田庁舎



稲築庁舎

民生文教委員会



岩永委員長



新井副委員長



中嶋委員



中嶋委員



藤委員



宮原委員

いじめ問題対策に関する 条例を制定

◎いじめ問題対策
連絡協議会条例
◎いじめ問題調査
委員会条例

本案は、いずれも、いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置するため提案されたものです。

執行部より、まず、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、学校でいじめの重大事態が発生した場合、必要な調査を実施する役割を担い、教育委員会の付属機関として常設する機関である。

また、いじめ問題調査委員会は、市長が、いじめの重大事態の報告を受け、公平性及び中立性を確保するために再度調査が必要であると判断した場合、臨時的に設置して再調査を行う機関であるとの説明がありました。

委員より、いじめの

重大事態の判断基準やいじめ問題調査委員会の設置の流れを問う質問に対し、いじめの重大事態の定義は、いじめ防止推進法に規定されているが、学校の対応で事態が収束しなかった場合には、まず、教育委員会が重大事態と判断し、学校に調査に入り、結果を市長に報告する。市長が、再調査の必要があると判断した場合や教育委員会の対応が遅い場合にいじめ問題調査委員会を設置し、調査することになっているとの回答がありました。

審査の結果、全会一致で可決しました。

※本会議では、いずれも、全会一致で可決されました。

産業建設委員会

市営住宅22戸及び 団地内児童遊園を用途廃止



北富委員長



田上副委員長



出水委員



坂口委員



森委員

市営住宅条例の一部
を改正する条例

本案は、改良住宅の入居継ぎ基準の緩和と市営住宅の老朽化等に伴う用途廃止による住宅戸数の減少及び利用されていない団地内遊園の地元要望等による用途廃止に伴い、条例に所要の改正を行うため提案されたものです。

執行部より、1点目の改正は、改良住宅の本来入居者については、入居して1年を経過していない者に対しても承継を許可できるようにする。

2点目の改正は、昭和41年度から昭和48年度までに建設された市営住宅を用途廃止するものである。内訳は、山田百々谷団地2戸、山田北西川団地1戸、山田あさひが丘団地1戸、山田ゆうひが丘団地4戸、稲築大坪団地5戸、稲築中ノ坪団地1戸、碓井小太郎団地1戸、碓井上白井東団地1戸、嘉穂早川団地1戸、嘉穂小田淵団地3戸、嘉穂寺の前団地1戸及び嘉穂セイノキ団地1戸で、合計22戸である。

3点目の改正は、地元行政区からの要望で美舎田団地内児童遊園の用途を廃止するものであるとの説明がありました。

委員より、改良住宅の入居継ぎ基準の緩和により、政策的に住宅戸数を減らしている取組みに支障があるので、入居を停止している団地の承継については、できる限り他の団地への住み替えを願いますとの回答がありました。

審査の結果、全会一致で可決しました。

※本会議では、全会一致で可決されました。